

ご利用代金明細書発行に関する特別規約（2025 年 1 月 31 日改定）

本特別規約（以下「本特約」と称します。）は、株式会社足利銀行(以下「当行」と称します)の GOODY カード DC 会員規約（以下「会員規約」と称します。）に定められたご利用代金明細書の発行とその費用の取扱いその他これらに関連する事項について、会員規約の特別規約として定めたものです。

第 1 条（本特約の適用範囲およびその効力）

1. 本特約は、会員規約に定める本人会員のうち、当行および三菱 UFJ ニコス株式会社(以下「三菱 UFJ ニコス」と称します。))が別に定めるカードの貸与を受けた者（以下「対象本人会員」と称します。))に対して適用されるものとします。この場合において、当行および三菱 UFJ ニコス(以下「両社」と称します。))が別に定めるカードは、当行または三菱 UFJ ニコスウェブサイトに掲出する方法により公表します。
2. 本特約の内容が、会員規約または会員規約に関連する他の会員特約と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第 2 条（ご利用代金明細書のオンライン明細書切替サービスによる提供等）

1. 当行は、対象本人会員に対し、会員規約第 7 条第 4 項に定めるご利用代金明細書につき、同項第 1 文の規定にかかわらず、両社の DC ブランド会員向けウェブサイトである「DC Web サービス」内で提供される「オンライン明細書切替サービス」により、電磁的記録の提供の方法によって、会員規約第 7 条第 4 項第 1 文に定める通知に代えるものとします。
2. 対象本人会員は、前項の方法によりご利用代金明細書記載事項の提供を受けることができるよう、会員規約第 7 条第 1 項に定める約定支払日の前月 15 日までに、「DC Web サービス」および「オンライン明細書切替サービス」に登録し、かつ対象本人会員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第 3 条（発行手数料の支払義務）

前条の定めにかかわらず、当行は、対象本人会員の申し出がある場合または対象本人会員が前条第 2 項の義務を履行しない場合には、ご利用代金明細書を対象本人会員へ送付するものとします。この場合、対象本人会員は、当行に対しご利用代金明細書の発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」と称します。）として当行が定める額を支払うものとします。

第 4 条（発行手数料の支払時期および支払方法）

発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用代金明細書で請求するショッピング利用代金の約定支払日に当該代金と合算して支払うものとします

第 5 条（発行手数料の免除）

第 3 条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当行は、当該対象本人会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。

- (1) ご利用代金明細書に、キャッシングサービスまたはカードローンによるご利用代金が含まれる場合
- (2) 前号のほか、当行が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合

第 6 条（発行手数料の返金）

当行が第 3 条第 1 文の定めにより対象本人会員に対してご利用代金明細書を送付した場合であっても、当該ご利用代金明細書のご利用明細に記載されたショッピング利用代金すべてについて、対象本人会員に支払義務がない場合には、当行は、会員の請求により、当該ご利用代金明細書に係る発行手数料を返金します。

第 7 条（発行手数料の返金口座）

前条により当行が発行手数料を返金する場合には、対象本人会員名義の預貯金口座への振込みの方法によるものとします。この場合において、支払預金口座として当行に登録された預貯金口座がある場合には当該口座への振込みとし、支払預金口座の登録が存在しない場合には、預貯金口座の届出をしていただきます。当行は、かかる預貯金口座の届出がなされるまで、発行手数料の返金を行わないことができるものとします。

第 8 条（発行手数料の相殺）

前条の規定にかかわらず、当行が会員に対して金銭債権を有している場合には、その履行期において特段の意思表示をすることなく、当該金銭債権と返金すべき発行手数料とを相殺することができるものとします。

第 9 条（発行手数料の利息）

当行は、発行手数料の返金をすべき場合、返金すべき金員に対し利息を付さないものとします。

第 10 条（本特約の変更）

- (1) 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前号の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。